

準備金方式による特別償却の改正

Q : 特別償却準備金について改正が行われたようですが、どのような改正でしょうか。

A : 準備金の積立て及び均等取崩し方式について改正が行われています。

【解説】

平成13年度の改正では、特別償却準備金の積立て及び取崩しについても改正が行われています。

中小企業者等が機械等を取得した場合など、特別償却を適用する場合には、対象資産の帳簿価額を直接減額する方法と、準備金を積み立てその積立額を損金算入する方法とがあります。

準備金方式の場合、これまで、準備金として積み立てをした事業年度別に区分し、その区分した金額ごとに7年間で均等に取り崩すこととされていました。

今回の改正では、その積立てを各特別償却対象資産別に行う方式に改め、その取崩しについて、7年間の均等取崩しは従前どおりですが、耐用年数10年未満の資産については5年間又はその耐用年数のいずれか短い年数で均等取崩しすることとされました。また、対象資産を有しないこととなった場合には、その資産に係る準備金の残高をその事業年度で取り崩して益金に算入することとされています。この改正によって、個別管理が必要になり、事務負担は増えることとなります。

今回の改正は、平成13年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

